



令和5年9月
廿日市市教育委員会

はじめに

市教育委員会では、あらかじめ学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定しておりますが、一定の枠内において、住所地の指定学校以外の学校に通学できる通学区域の弾力的運用（通学区域の弾力化）を適用しています。

令和6年度に廿日市市立の小・中学校に入学予定の児童生徒についても、この制度を適用します。

ただし、この制度を適用して入学した場合は、原則として途中で学校を変更することはできません（保護者の住所変更等を除く）ので、このパンフレット等を参考にして慎重に学校を選択してください。

1 制度導入の目的

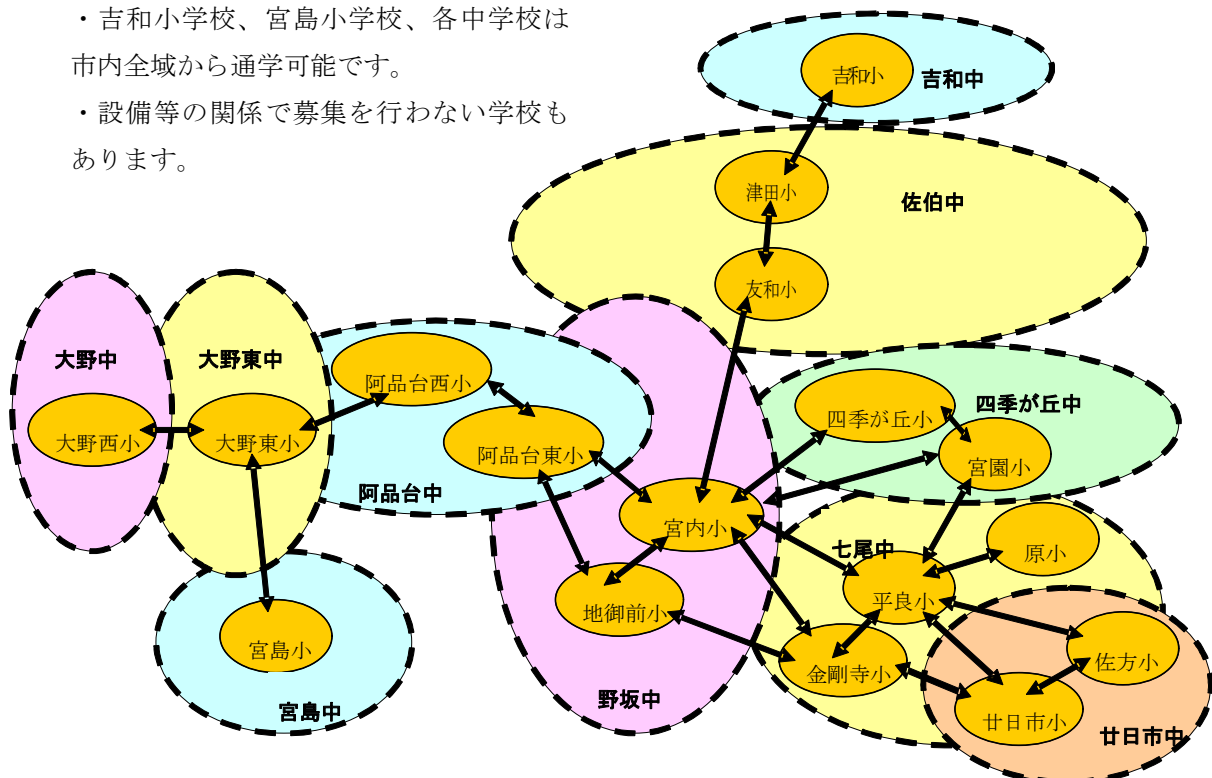
特色ある学校づくりの一層の促進と、保護者の学校選択機会の拡大を目的とします。

2 制度の内容

- 1 令和6年度の新1年生のみを対象とします。
- 2 4月以降の転入・転居時には選択できません。
3月31日までの転入・転居については、受入れ枠が残っていれば申請書を受け付けます。
- 3 市立の全小・中学校において、受入れ枠の範囲内で実施します。
 - ① 小学校は、住所地の指定学校に隣接する小学校の中から選択できます。
ただし、吉和小学校と宮島小学校は、市内のどこに居住していても選択できます。
 - ② 中学校は、すべての中学校の中から選択できます。
- 4 入学後の学校変更は、原則として認めません。
- 5 希望者が受入れ枠を超えた場合には、抽選となります。

隣接する通学区域の状況

- ・吉和小学校、宮島小学校、各中学校は市内全域から通学可能です。
- ・設備等の関係で募集を行わない学校もあります。



↔ で互いに隣接であることを示しています

3 制度を利用する場合の考慮事項

- 制度利用にあたっては、学校の特色、登下校の安全、地域との関わり等を十分踏まえて慎重に決定してください。
 - ① 住所地により定められた通学区域の指定学校を希望する場合は、申請等は必要ありません。
 - ② 学校公開の日を設定していますので、学校を直接見学して判断してください。
 - ③ 通学方法も考慮してください。また、通学に係る経費は保護者の負担となります。
- 特別支援学級につきましては、希望学校に特別支援学級がある場合、または4月に特別支援学級の新設予定がある場合のみ対応が可能です。

4 手続きの日程

① 申請書配布	10月2日(月)～
② 申請書受付	10月2日(月)～11月17日(金)
③ 希望校変更期間	11月24日(金)まで
④ 公開抽選	12月11日(月)予定
⑤ 辞退者受付	12月15日(金)まで
⑥ 指定学校通知発送	1月中旬

- ・ 申請書は、廿日市市教育委員会と各小学校で配布します。
市ホームページからダウンロードもできます。
- ・ この制度を利用し、住所地の指定学校以外を希望する場合は、申請書を記入のうえ、廿日市市教育委員会学校教育課へ持参（土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送不可。）してください。
- ・ ③「希望校変更期間」、④「公開抽選」、⑤「辞退者受付」については受付時に書類等で説明します。

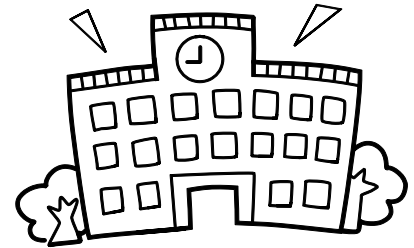
5 令和6年度の受入枠

教育条件が大きく変わらないことや、学校設備を考慮し、児童・生徒数が1学級当たり35名を超えないように受入枠を設定しました（児童・生徒数については現段階の推計値）。

受入枠は、10名・5名としています。

小学校	1年
廿日市小学校	10
平良小学校	5
原小学校	10
宮内小学校	5
地御前小学校	10
佐方小学校	10
阿品台東小学校	5
阿品台西小学校	10
金剛寺小学校	5
宮園小学校	10
四季が丘小学校	5
友和小学校	5
津田小学校	10
吉和小学校	10
大野東小学校	10
大野西小学校	10
宮島小学校	5

中学校	1年
廿日市中学校	5
七尾中学校	10
阿品台中学校	10
野坂中学校	5
四季が丘中学校	5
佐伯中学校	10
吉和中学校	10
大野中学校	5
大野東中学校	5
宮島中学校	5



詳しくは右記
QRコードから
市ホームページを
ご覧ください。



6 指定学校変更許可基準

指定校よりも近い距離にある指定校以外の学校（※）や、指定校以外に通う兄弟姉妹と同じ学校（同時在籍に限る。）に通学したい場合など、指定学校変更許可基準の要件を満たす場合は、この制度を使わずに変更することができます。（受入枠の設定はありません。）

来年の1月中旬以降に、入学期日及び学校指定通知書が配付されます（新小学校1年生はご自宅に郵送します。新中学校1年生は現在通学中の小学校を通じて配付します）。この通知書と、距離のわかる地図（※の場合のみ）を持参して、学校教育課で手続きをしてください。

7 問い合わせ先

制度についてご不明な点があれば、廿日市市教育委員会学校教育課（市役所4階）へ電話等でお問い合わせください。

電話 （0829）30-9202（直通）